

- 1 開催日時 平成19年8月30日(木)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 秋田市文化会館第3会議室
- 3 出席委員 片野登部会長、齋藤恵美委員、佐藤敦委員、杉本八十治委員、
田中宏樹委員、西村敦子委員、羽田守夫委員、福井孝委員代理佐々木透氏
県：加藤生活環境文化部長、佐藤生活環境文化部次長、
桑原生活環境文化部参事兼環境あきた創造課長、
佐々木環境あきた創造課環境管理室長、
菅原環境あきた創造課八郎湖環境対策室長、ほか関係職員
- 4 議 事 諮問事項
(1) 諮問第7号 八郎湖流域の工場・事業場の排水規制強化について
(2) 諮問第8号 湖沼水質保全特別措置法に基づく八郎湖の指定申出に
ついて
報告事項
(1) 八郎湖湖沼水質保全計画骨子案について

5 議事の概要

【諮問第7号 八郎湖流域の工場・事業場の排水規制強化について】

委員

窒素、りん的环境基準を設定し、それがオーバーしているのも、まずは、工場・事業場の規制をしなければならないということでしょうか。

県

専門委員会の中では、生活系や面源系の排水の負荷について、まず負荷削減をすることが最優先対策として位置付けられています。費用対効果を考えますと、負荷を押さえた上で足りない部分を浄化あるいは湖内の流動化を進めるというようなことで位置付けています。そういう意味では生活系の排水をできるだけ押さえ、かつ水田からの負荷も徹底的に押さえることが第一段階です。

委員

既設の事業場については、5年で規制に対応することを指導されるとのことですが、施設の改修などで事業者側の負担が増えることが考えられますが、事業者側の反応といったものはどうですか。

県

工場・事業場（特定事業場）については7月に全て回りました。農業集落排水施設は、市町村長を訪ねました。既設の農業集落排水施設13施設は改修に5億円ほどかかり、市町村長から、「指定湖沼に指定されて、排水規制が強化されて負担が増えるということなので、何とか県の嵩上げ措置をお願いしたい。」という要望は受けてます。県でも、その要望を受けて、支援を検討しているところです。事業場、工場については、一応、「わかりました。」ということで、特に補助等の要望は受けてません。一応、「排水規制が強化されれば、それに協力します。」ということで、全て了解を取っております。

委員

生活排水とか工場・事業場排水の規制を強化することによって、負荷量が削減されますが、この削減といいますのは、八郎湖全体に入っている負荷量全体からすると、どの位の割合になるのでしょうか。

県

工場・事業場関係ですとCODで0.45%とかなり低い割合になっております。りんは工場・事業場系は8.5%という結構大きなシェアを占めます。全体では、農地系がかなり多く、CODで52%、りんでは53%占めてますので、そういう意味では生活系もそうなのですけれども、農地からの面源負荷を大幅に削減するというのが、一番大きな重点対策になっているということです。

委員

CODにしてもNPにしても、約半分は農地の面源負荷で占められてます。農地・水・環境保全向上対策やっても、実際にそれを守らないと点源負荷だけでいくら

やっても、効果は全然出てこないのではないです。その辺、できたら相当色々波紋があるかも知れませんが、いわゆる農地負荷の規制について、できたらこれをばっちりやっていただきいたい。そして、当然これに色々な反論が出てくると思いますので、それに対する対策は、それなら、こうすればいいという順序立てて、できれば議論すればいいかがかと、これは個人的な意見を踏まえてですけれども、お考えがあればお聞かせ願えればと思います。

県

今の流出水対策地区の指定というのは、罰則規定はないわけです。県公害防止条例みたいに排水規制を強化して直罰方式でいくと確かに有効に作用するかも知れませんが、農業については、なかなかそこまでは行けないのではないかなと思います。一応、流出水対策地区の指定をすることによって指導できることにはなっていますので、例えば A さんという方がある程度濁水を出さない管理をしているのに、隣の B さんが濁水を出していると、これではいかんと指導に入ることで、重点的に進めることにしております。それと農地・水・環境保全向上対策については一階と二階があるわけですが、一階の部分については浅水代掻きと、それから濁水を出さない排水管理が一つの対象となります。それを、市町村と活動組織が、まず協定を結ぶこととなります。だから、協定を結ぶときにもある程度、県でも指導しますし、その協定を守らないと、当然、補助金が出ません。2階部分については、濁水を発生しない農法プラス減農薬・減化学肥料5割減に対して10アール当たり6,000円を交付するということから、それも協定に基づいて行うこととなります。当然、その部分を実行しないとお金が出ないということになりますので、そういうことで対応していきたいと思っております。

委員

流出水対策地区の指定について、ある程度決まっておりますらお知らせ願います。

県

大潟村である中央干拓地全域を流出水対策地区に指定する予定にしております。そこが一番負荷が大きいという結果になってます。代を掻かない無代掻き栽培、あるいは不耕起栽培というのは大潟村で行われていまして、そういった農法の技術を持っているところも

大潟村であり、汚濁負荷の削減も可能な地区ということで、大潟村全域を指定するという予定にしております。

【諮問第8号 湖沼水質保全特別措置法に基づく八郎湖の指定申出について】

委員

指定湖沼の指定要件は、「水質環境基準が確保されていない。(COD、窒素・りんが確保されていない。)」, これだけで十分な訳ですか。

県

現に水質環境基準が確保されていないことが一番のポイントになります。二番目に水質保全の施策を総合的に講ずる必要が認められる湖沼という条件があります。いずれ八郎湖の場合は水質環境基準を満足しておりませんし、水質が悪化傾向にあることで総合対策を行わないとこの基準達成は難しいということで、要件を十分満足しているということです。

委員

指定湖沼の指定を受けると、どのようなメリットがあるか、何の為に指定を受けなければいけないかというあたりについて、御説明頂けますか。

県

指定湖沼の湖沼水質保全計画については、いずれ国の公害対策会議の議決を経て環境大臣の同意を得ることとなりますので、国も県も市町村も、基準達成の義務を負う、責務を負うということになります。そういう意味では、当然、対策に関わる財政的、技術的な国の支援を受けられるものと思っております。

委員

農地・水・環境保全対策について、20年度も取組の対象を増やすように誘導されているのか、そういう御計画で進められるのかどうか、また、流域の森林整備について、どのような整備をお考えになっているのかについてお伺いします。

県

大潟村では、今、全域で農地・水・環境保全向上対策の一階部分の活動組織を立ち上げて活動しているところです。二階部分について、今、検討しているところで、当然、二階の減農薬、減化学肥料5割減が一定のまとまりで確保できるところについては、二階部分に順次誘導していきたいと思っております。今年立ち上げなくても、来年でも再来年でも順次二階部分に取り組むということになっておりますので、そういった形で誘導していきたいと思っております。

森林の整備は、流域の関係で漁場保全関連特別森林整備事業が19年から20年、それから農業用水関係の森林整備事業が行われるということで、植栽、下刈り、間伐を年間100haくらい行う、6年間で600haということです。

委員

この計画を見ますと、やはり八郎湖の湖内の中で改善を図っていくということが前提に見受けられるのですが、他からの水の流入というのは考えてないのでしょうか。

県

専門委員会の検討の中で、米代川から毎秒14トンを導水することを検討はしたわけですが、現実的には、今年のような湯水期になりますと米代川には水が無いというような状況ですし、特にアオコが発生する7月、8月に水が欲しいわけですが、そういう時には水が無いということ、それから、実際、建設するにしても莫大な工事費がかかるということと、維持管理費で電気代それからポンプの保守点検を考えますと、年間2億円もかかるというようなことで、費用対効果上、外水導入については実施が難しい対策ということで位置付けをされております。

【報告事項 八郎湖湖沼水質保全計画骨子案について】

委員

幹線排水路の水を方上地区の自然浄化施設に流して浄化するということですが、一番期待される効果は懸濁物質(SS)です。SSの除去がひいてはCOD、窒素、リン酸の削減に非常に効いてくるというような一考を記載して頂ければと思っております。

委員

人が住んで、それなりに産業を営んで生活している訳ですから、やはり皆さんの合意形成というのは非常に重要な要因となる。きちんと八郎湖を長年研究されている専門家の方も入れて、それから地元の方も入れてといった組織の運営のあり方というのが一番です。